

## 案件第 6

## その他について

## ○北河内夜間救急センターの診療体制について

新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の大幅な減少に伴い、令和 3 年 4 月 1 日より、土曜・日曜・祝日の診療体制を 2 診体制から 1 診体制に縮小して臨時措置での診療体制で行っております。

4 月以降、患者数は昨年度と比較して増加傾向ではありますが、令和元年度の実績ほどまでは回復していないことから、引き続き 1 診体制を継続しています。

※今後、患者数の相当数の増加があった場合には、管理医師の判断により通常の体制に戻すことがあります。

## ○マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの導入について

オンライン資格確認等システムの導入については、令和 3 年 6 月に、現レセプトコンピューターシステムの導入業者と契約締結を行い、機器設定の作業を完了しました。今後は、社会保険支払診療報酬支払基金に対して補助金の申請を行う予定です。

また、システムの運用については、全国的に本格稼働する令和 3 年 10 月 1 日に合わせて開始する予定です。

## ○大阪医科大学病院の名称変更について

北河内夜間救急センターに出務いただいている大阪医科大学病院が、令和 3 年 4 月 1 日に大阪医科大学と大阪薬科大学の統合により、『大阪医科薬科大学病院』に名称を変更されましたので、お知らせいたします。

## ○新型コロナウイルス医療従事者慰労金交付事業について

昨年度実施されました厚生労働省による「新型コロナウイルス医療従事者慰労金交付事業」につきまして、医療機関等で働く医療従事者や職員の皆様に厚生労働省から慰労金が給付されました。

北河内夜間救急センターにおいても、医師 1 名、看護師 2 名、薬剤師 21 名、医療事務員 7 名、警備員 2 名の合計 33 名分の申請を行いましたので、ご報告いたします。